

教 義 第 9 9 3 号

平成23年10月7日

各 教 育 局 長 様

学校教育局義務教育課地域支援担当課長

北海道学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業の実施方針について

このことについて、地域住民等の参画による地域の実情に応じた取組を有機的に組み合わせて、授業等における学習補助や教員の業務補助などの学校支援、放課後等に子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する放課後等支援、親への学習機会の提供や相談対応などの家庭教育支援等、様々な教育支援活動を行う学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業について、北海道教育委員会（以下「道教委」という。）及び市町村における体制づくりと役割等を明確にするとともに、道教委が事業の実施に当たっての基本的な考え方を示すことにより、本事業の効果的な推進を図るため、別紙のとおり定めましたので通知します。

については、各教育局から管内の市町村教育委員会に周知願います。

（地域支援グループ 電話：6-210-35-768）

北海道学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業の実施方針

平成23年10月
北海道教育委員会

I 基本的な考え方

1 趣旨

地域住民等の参画による地域の実情に応じた取組を有機的に組み合わせて、授業等における学習補助や教員の業務補助などの学校支援、放課後等に子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する放課後等支援、親への学習機会の提供や相談対応などの家庭教育支援等、様々な教育支援活動を行う学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業について、北海道教育委員会（以下「道教委」という。）及び市町村における体制づくりと役割等を明確にするとともに、道教委が事業の実施に当たっての基本的な考え方を示すことにより、本事業の効果的な推進を図る。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（市町村から委託された団体を含む）とする。

II 推進体制の整備

1 道教委の体制及び役割等

道教委は、市町村と連携・協力し、市町村における本事業の取組が円滑に実施されるよう、以下の支援を行う。

（1）推進委員会の設置

ア 道教委は、域内の教育支援活動等の総合的な在り方の検討を行う推進委員会を設置する。

イ 推進委員会では、教育支援活動等の実施方針、安全管理方策、広報活動方策等の検討・策定や、指導者等研修の企画、事業の検証・評価等を行う。

（2）指導者等研修の実施

ア 道教委は、域内の市町村が配置するコーディネーター（域内の教育支援活動等の総合的な調整役を担う者をいう。以下同じ。）に対して、教育支援活動等の現状や方針、地域の協力者の人材確保方策等の資質向上を図るための講義等や、他の事業関係者等との情報交換・情報共有を図るための研修を開催する。

イ 道教委は、域内の市町村が実施する教育支援活動等に関わる安全管理員や教育活動支援員、学習アドバイザー等に対して、安全管理方策、子どもとの接し方、学習・体験活動等の企画・実施方策等の資質向上を図るための講義等や、他の事業関係者等との情報交換・情報共有を図るための研修を開催する。

2 市町村の体制及び役割等

市町村は、域内の教育支援活動等の運営方法等を検討する運営委員会の設置や、教育支援活動等の企画や学校・家庭・地域の調整等を行うコーディネーター等の配置、様々な教育支援活動の実施等を行う。

（1）運営委員会の設置

ア 市町村は、域内の教育支援活動等の運営方法等を検討する運営委員会を設置する。

なお、運営委員会は、地域の実情に応じ、運営委員会に代わりうる既存の組織等をもって代替することができる。

イ 運営委員会では、事業計画の策定、安全管理方策、広報活動方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策等の検討、活動プログラムの企画、事業の検証・評価等を行う。

ウ 運営委員の選定に当たっては、地域全体で子どもたちの教育支援を行うという趣旨に鑑み、実情に応じて、行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者、社会教育関係者、学識経験者等幅広い分野の方々の参画を得て実施するよう努める

- こととする。
- (2) コーディネーターの配置
- ア 市町村は、コーディネーターを配置し、学校関係者や地域の団体、地域住民等のボランティア、放課後児童クラブ関係者、保護者等と連携しながら、活動を行うものとする。
- コーディネーターの選任に当たっては、各地域の中心的な役割を担い、地域の様々な関係者との良好な関係を保ち、定期的な連絡調整を行うことが可能な者が望ましい。
- イ コーディネーターは、域内の教育支援活動等の連携についての調整の他、学校や学校関係者、地域の団体等との連絡調整、地域の協力者の確保・登録・配置、活動プログラムの企画等を行う。

Ⅲ 実施に当たっての考え方

1 本事業における教育支援活動の内容と機能

本事業における教育支援活動は、様々な体験・交流・学習活動等を通じて、子どもたちの社会性・自主性・創造性等豊かな人間性を涵養するとともに、地域の子どもたちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティの充実と地域社会全体の教育力の向上を図ることを目的とし、以下の内容・機能を有するものであること。

- (1) 授業の補助、部活動の指導、図書の整理や読み聞かせ、花壇や樹木の整備等の校内の環境整備、学校行事の運営支援など、学校の要望に応じた学校の支援活動（学校支援地域本部）。
- (2) 放課後や週末等において、全ての子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する放課後等の支援活動（放課後子ども教室）。
- (3) 家庭教育支援チームの組織化等による相談対応、保護者への学習機会や親子参加行事の企画・提供など、全ての親が安心して家庭教育を行うための支援活動（家庭教育支援活動）。

2 教育支援活動の実施・運営

教育支援活動の実施・運営に当たっては、地域の実情に応じた仕組みの下に、地域の様々な方々の参画を得て、学校の支援や保護者等への相談などの活動を行う者（教育活動支援員）や放課後等の支援活動において子どもたちの安全の管理を図る者（安全管理員）、学ぶ意欲のある子どもたちに学習機会を提供する者（学習アドバイザー）等を配置し、活動の充実を図ること。

3 安全管理方策の充実

事故の予防対策、緊急時の連絡体制を確立し、子どもの実態、発達の段階、地域の特性や実情等に即した安全管理に努める。

4 広報活動方策の充実

道教委及び市町村は、広報誌やホームページ等の各種の広報媒体を通じ、住民に本事業の取組への理解と協力が得られるよう、その意義や活動内容等の積極的な情報発信に努める。

Ⅳ その他

Ⅲの1の(2)の教育支援活動に係る事業を実施する場合は、この実施方針にかかわらず、北海道放課後子どもプラン実施方針（平成20年12月、北海道・北海道教育委員会）によるものとする。